

訪問看護料金表(介護保険)

以下のア、イ、ウの項目を合算したものがご利用料金となります

ア) 基本料金 (要介護)

富士見市6級地【1単位：10.42円】

分類	項目	基本点数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護費 (介護保険給付) ※1	20分未満 ※2	312単位	325円	650円	975円
		3,251円			
	30分未満	469単位	489円	977円	1,466円
		4,887円			
	30分以上 1時間未満	819単位	853円	1,707円	2,560円
		8,534円			
	1時間以上 1時間30分未満	1,122単位	1,169円	2,338円	3,507円
		11,691円			

ア) 基本料金 (要支援)

富士見市6級地【1単位：10.42円】

分類	項目	基本点数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護費 (介護保険給付) ※1	20分未満 ※2	301単位	314円	627円	941円
		3,136円			
	30分未満	449単位	468円	936円	1,404円
		4,679円			
	30分以上 1時間未満	790単位	823円	1,646円	2,470円
		8,232円			
	1時間以上 1時間30分未満	1084単位	1,130円	2,259円	3,389円
		11,295円			

※1…1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となる場合がありますのでご注意ください。

※2…20分未満の訪問看護は、特定の場合のみ利用可能です。

※3…料金表は1回分の金額が表示されているため、月の訪問回数によっては小数点分が繰り上がる可能性があります

イ) 主な加算 (介護保険給付1割負担)

加算項目	費用	説明
夜間早朝加算	所定単位×1.25	午前6時～午前8時、又は午後6時～午後10時の時間帯に訪問看護を行った場合。
深夜加算	所定単位×1.5	午後10時～午前6時の時間帯に訪問看護を行った場合。
複数名訪問看護加算(30分未満)	254単位/回	同時に複数の看護師等により訪問看護を行った場合。
複数名訪問看護加算(30分以上)	402単位/回	
長時間訪問看護加算	300単位/回	1時間30分以上の訪問看護を行った場合。
緊急時訪問看護加算Ⅰ	574単位/月	計画に位置付けられていない緊急時訪問看護を行った場合。
特別管理加算Ⅰ	500単位/月	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
特別管理加算Ⅱ	250単位/月	
ターミナルケア加算	2,000単位/月	ターミナルケアを行った場合に死亡月に算定。
初回加算	300単位/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して初回の訪問看護開始月に算定。
退院時共同支援加算	600単位/回	病院・老健に入院・入所の方が退院・退所の際に、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った場合、初回の訪問看護実施時に算定

ウ) その他の料金 (介護保険給付とならないサービス)

加算項目	費用	説明
実施地域を越えた場合の交通費	50円/回	実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル以上毎(消費税込)。
死後処置料	10,000円	ターミナルケア実施中に死亡された後の処置に係る費用(別途消費税)。